

●表2.1 感染性産業廃棄物を生ずる事業場の責任者の資格要件

|   | 資格 (学校区分)                                       | 修了課程              | 修了科目又は学科 | 要件 (必要年数等)                   |
|---|---|-------------------|----------|------------------------------|
| イ | 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士 |                   |          |                              |
| ロ | 環境衛生指導員   |                   |          | 2年以上                         |
| ハ | 大学、高専<br>専門職大学 (前期課程を修了した者を含む。)                 | 医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学 |          | 卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者 |
|   | これと同等以上の知識を有すると認められる者                           |                   |          |                              |

●表2.2 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の責任者の資格要件

|   | 資格 (学校区分)                      | 修了課程                    | 修了科目又は学科             | 要件 (必要年数等)            |
|---|--------------------------------|-------------------------|----------------------|-----------------------|
| イ | 環境衛生指導員                        |                         |                      | 2年以上                  |
| ロ | 大学                             | 理学、薬学、工学、農学             | 衛生工学、化学工学            | 卒業後、2年以上の <b>実務経験</b> |
| ハ | 大学                             | 理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程 | 衛生工学、化学工学以外          | 卒業後、3年以上の <b>実務経験</b> |
| ニ | 短期大学、高専<br>専門職大学*              | 理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程 | 衛生工学、化学工学            | 卒業後、4年以上の <b>実務経験</b> |
| ホ | 短期大学、高専<br>専門職大学*              | 理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程 | 衛生工学、化学工学以外          | 卒業後、5年以上の <b>実務経験</b> |
| ヘ | 高校、中等教育学校                      |                         | 土木科、化学科又はこれらに相当する学科  | 卒業後、6年以上の <b>実務経験</b> |
| ト | 高校、中等教育学校                      |                         | 理学、工学、農学又はこれらに相当する科目 | 卒業後、7年以上の <b>実務経験</b> |
| チ |                                |                         |                      | <b>10年以上の実務経験</b>     |
| リ | イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者 |                         |                      |                       |

※ **実務経験** = 廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験

※ 旧大学令、旧専門学校令、旧中等学校令に基づく各学校の卒業者にも適用有 (詳細は、施行規則第8条の17参照)

★ 専門職大学は、前期課程を含む。

【チ】 部署、現場の経験年数が10年以上であることが分かる経歴書を添付

【リ】 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会受講

自動車用廃バッテリーに関しては、自動車整備士・自動車電気装置整備士の資格